洞爺湖町議会令和2年1月会議議 案 説 明 資 料

改 正 案

現 行

(課税額)

第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(第1条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額 及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とす る。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税 額は、61万円とする。
- 3及び4 略

(1)~(3) 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(課税額)

第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(第1条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額 及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とす る。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税 額は、58万円とする。
- 3及び4 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)~(3) 略